

# 農業委員会だより

発行●八峰町農業委員会 秋田県山本郡八峰町峰浜目名湯字目長田118番地 TEL:0185-76-4611



## 遊休農地 解消活動

## 内林地区24aを再生

### 活動6年目、新任委員もさっそく奮闘



▶ 農業委員による恒例の遊休農地解消活動が7月24日早朝に行われ、新任委員3人を含む総勢12名が再生作業に汗を流しました。

▶ 6年目を迎えた今年の再生地は、石川・内林地区の一角にある休耕地おおよそ24a。午前5時前に現地集合した委員たちは、さっそく草刈り機の音を響かせて作業を開始。昨年初めてお目見えしたストローチョッパー付きトラクターも再び登場し、草刈り作業は2時間ほどで終わりました。

▶ その後8月7日に耕起、9日にはソバの播種作業が終わり、作業は一段落。現在は白い花のつぼみが揃いつつあり、収穫まではもうしばらくかかりそうです。

#### ◆国の再生利用交付金制度は30年度までです◆

農地の再生を支援する国の制度(耕作放棄地再生利用緊急対策交付金)は平成30年度までとなっています。国の事業予算の関係もありますので、ご希望の方は農業委員会へご相談ください。

交付対象は他人の農地を借り上げて再生する場合に限られ、自分の農地を再生する場合には対象となりません。また最短5年間の作付け、主食用米不可などの条件がありますのでご注意ください。

◆裏面には、農地転用と農地中間管理事業関係の記事を掲載しています◆

# 農地転用は許可が必要です

## ◆農地転用って何？

農地転用とは農地を農地でなくすことです。例えば農地(田・畑)に住宅や作業場を建てたり、資材置場や駐車場にしたりといった、農業以外の用途に使うことをいいます。砂利採取や工事用仮設道路、仮設事務所など一時的に転用する行為も農地転用に含まれます。

## ◆どうして許可が必要なの？

農地は食糧の生産基盤ですから、大切に守っていかねばなりません。また、転用によって周りの優良農地などに悪影響が出ては大変です。このため農地転用には一定の規制がかけられ、転用地を農業上の利用に支障の少ない場所に誘導する仕組みになっているのです。

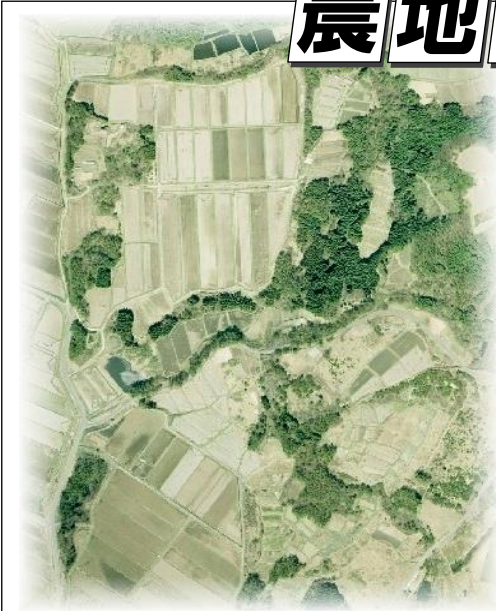


正しく転用手続きを行った例(河川改修工事用資材置場)



◆…農地転用は、許可の基準が細かく、かつ厳しく定められていますので、許可の見込みのない農地に転用事業を計画しても、結局は無駄になってしまいます。「この農地をこんなふうに転用したいんだけど…」などのご希望がありましたら、まずは農業委員会にご相談ください。

## 農地中間管理事業



◆農地中間管理事業は、制度発足から一年半を経過しましたが、県農業公社と町では引き続き農地の出し手・受け手を募集しています。農業委員会では特に、**農地の出し手の掘り起こし**に向けて、皆さまからのご相談をお受けしています。

◆例えば、ご高齢で農作業がづらくなってきた方、水田をやめて畑作に転換したい方、後継者がおらずにお困りの方など、ぜひ**農地の出し手となることをご検討**ください。

農地の出し手への支援として「①地域集積協力金」、「②経営転換協力金」、「③耕作集積協力金」がありますが、貸付面積や貸付年度などにより協力金が増減しますので、詳しくは農業委員会または農林振興課までお尋ねください。

お問い合わせ先  
**八峰町農業委員会**

〒018-2502 八峰町峰浜目名潟字目長田118番地  
TEL : 0185-76-4611 FAX : 0185-76-2203  
<http://www.town.happou.akita.jp/index.php?pid=50>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！